

## 地域班設置要領

公益社団法人中播広域シルバー人材センターは、事業運営上必要事項について次のとおり地域班を構成する。

### 1 目的

地域班は、会員の自主、自立、共働、共助を基本理念として、連携を密にし、連帯意識の育成に務め、シルバー事業の発展に貢献し、また、地域社会のボランティア活動等に会員自ら組織として参加し貢献することを目的とする。

### 2 組織

地域班は、原則として各町ごとに編成し、誰にでも分かりやすい名称にする。

### 3 班長

地域班には、班のまとめ役として班長を置き、事業所ごとに代表班長及び副代表班長を置き、これを理事長が委嘱する。

### 4 代表班長会の構成

理事 2 名、代表班長 3 名、副代表班長 3 名で構成し、会長及び副会長は理事長と局長がその任に当る。

### 5 班長の任務

- (1) 班長は、班員の意見、希望等を集約し、代表班長会で調整を図る
- (2) 班長は、シルバー事業の理念などを班員に伝達し浸透を図る
- (3) 班長は、班員の親睦を図るとともに連絡調整を図る

### 6 班長の任期

定款第 24 条を準用する。

### 7 班員

会員は、居住地の地域班に必ず所属する。

### 8 会議

代表班長会議及び事業所班長会議は必要に応じて開くことができる。

### 9 会議の招集

代表班長会議は会長が招集し、事業所班長会議は代表班長が招集する。

### 10 庶務

代表班長会及び事業所班長会の事務等については、本部事務局がその任にあたる。

### 11 この要領の改廃は理事会において定める。

## 附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の日から施行する。